

建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

建設業労働災害防止協会東京支部

登録番号：石13-5

登録有効期限：令和8年8月9日

令和2年7月に石綿障害予防規則等が改正され、建築物等の解体又は改修の作業を行う際の石綿に関する事前調査については、令和5年10月から、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務化されました。

つきましては、標記の通り、講習を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

記

開催日：令和8年 7月 21日(火) 9時00分 ～ 16時40分(学科講習)
22日(水) 9時00分 ～ 15時25分(学科講習)
23日(木) 9時30分 ～ 11時10分(修了考査)

場 所：東京電業会館 B1 大会議室 (港区元赤坂1-7-8)

受講料：一 般 49,770 円(税込)(受講料44,000円 テキスト代 5,770円)

東京支部会員 48,130 円(税込)(受講料44,000円 テキスト代 4,130円)

※他支部(東京支部以外)の会員は、一般の受講料となります。

講習科目

1日目	
講習科目	講義時間
科目 1. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1 時間
科目 2. 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1 時間
科目 3. 石綿含有建材の建築図面調査	4 時間
2日目	
講習科目	講義時間
科目 4. 現場調査の実際と留意点	4 時間
科目 5. 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1 時間
3日目	
修了考査	1.5 時間

※科目免除について

受講資格一覧表の受講記号①（石綿作業主任者技能講習修了者）でお申し込みされた方は、本来、「科目 1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1」が免除されますが、東京支部といたしましては、事前調査を実施するためにとっても重要な科目内容と認識しておりますので、受講記号①でお申し込みされた方であっても、全講習科目受講していただき、かつ、修了考査も全講習科目からの出題範囲となります。

受講申込から修了証明書送付までの流れ： P3 ～ P16 参照

受講申込から修了証明書送付までの流れ

※「技能講習・特別教育等」の講習会申込方法と異なりますので、ご注意ください。

まず始めに、講習会の空き状況等について、「ホームページ」にてご確認ください。
申込状況が「残りわずか」の場合は、電話にてご確認ください。
別紙1の「受講資格一覧表」にて受講資格を確認し、別紙2の「申込み注意事項」に沿って、
下記要領にて申込みの手続きをして下さい。 TEL (03-3551-5372)



「申込書」・「受講資格に必要な証明書類（写）」・「身分証明書（写）」をFAXにてお送り下さい。
FAX (03-3551-5374)



受講資格の審査（審査に時間を要します）

承認

受講料等のお支払い依頼の連絡をさせていただきます。

受講料等のお支払い（別紙3参照）

受講料等の入金確認が出来次第、
「受講票・テキスト・建築物石綿含有
建材調査者申請書・領収証・レタ
ーパック」等を宅配便（送料は着払
いとなります）で送付します。

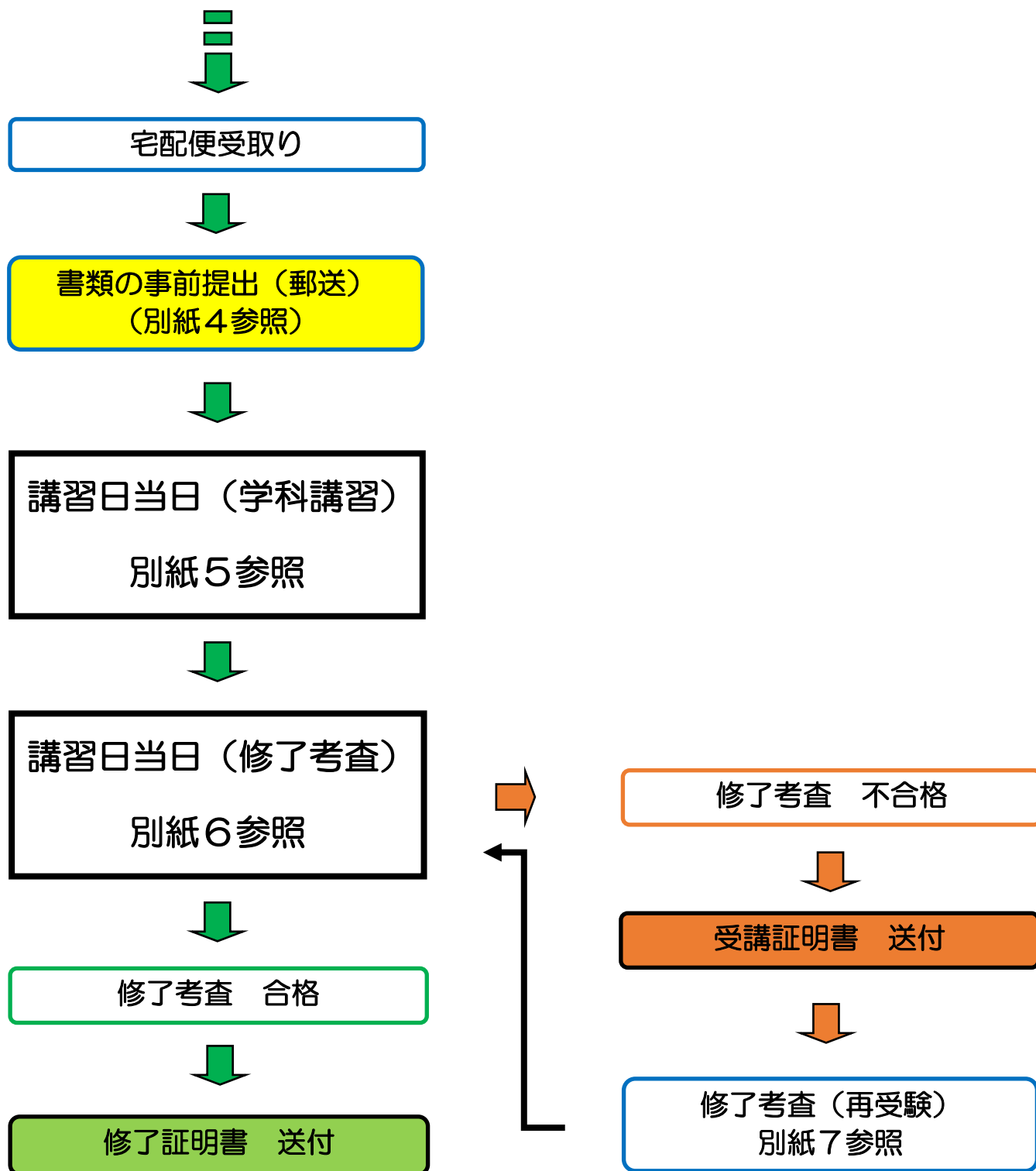
未承認

追加書類等の再提出依頼の連絡をさせていただきます。

追加書類等の再提出

受講資格の再審査

承認



受講資格一覧表

受講 記号	受講資格	添付書類等
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書 及び 実務経験証明
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書 及び 実務経験証明
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（③に該当する者を除く。）	卒業証明書 及び 実務経験証明
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書 及び 実務経験証明
⑥	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	左記に示す技能講習修了証写し 及び 実務経験証明
⑧	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
⑨	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明
⑫	作業環境測定士（作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規程する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。）であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	左記に示す登録証写し 及び 実務経験証明

- ※ 卒業証明書に「**建築学に関する学科**」が明記されていない場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」を添付して下さい。
- ※ 卒業証明書から「**建築学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めたもの**」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」の提出を求めることがあります。
- ※ 実務経験証明（受講記号②～⑦・⑫）については、お申込み後（受講料お支払い後）に郵送いたします「**建築物石綿含有建材調査者講習申請書**」に証明（**事業主印を押印**）していただきます。
- ※ 実務経験証明（受講記号⑧～⑪）については、お申込み後（受講料お支払い後）に郵送いたします「**建築物石綿含有建材調査者講習申請書**」に証明（**行政機関証明印を押印**）していただきます。

申込み注意事項

1. 申込みは、15ページ、16ページの「申込書」を使用して下さい。

申込書の「受講記号」欄については、別紙1「受講資格一覧表」をご参照のうえ、該当する受講記号を記入して下さい。

「実務経験年数」欄については、受講資格に該当する実務の経験年数を記入して下さい。

・受講記号②③④⑤⑥⑦⑫の方

→ 後日お送りいたします「建築物石綿含有建材調査者申請書」に**実務の経験年数を証明する事業主証明印（公印）**を押印していただきます。

（※ 一人親方等で個人事業主（法人格がない個人事業主）の方は、お申込み前にお問い合わせ下さい。）

・受講記号⑧⑨⑩⑪の方

→ 後日お送りいたします「建築物石綿含有建材調査者申請書」に**実務の経験年数を証明する行政機関証明印（公印）**を押印していただきます。

2. 申込みの際は、該当する書類（●）を必ず申込書に添付して下さい。

●身分証明書

対象となる方：全員

申込みの際は、受講者の下記書類のいずれかの写しを添付して下さい。

- ・国家資格の免許証（自動車運転免許証等）
- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード
- ・マイナンバーカード（表紙のみ）
- ・戸籍謄（抄）本
- ・住民票記載事項証明書（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）

※ 修了証の氏名は、身分証明書の記載のとおりとなります。

※ 修了証に「旧姓を使用した氏名」の併記をご希望される方は、旧姓等が記載された「戸籍謄（抄）本、住民票記載事項証明書（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）、国家資格の免許証（自動車運転免許証等）」のいずれかの写しも必ず添付して下さい。

＜外国籍の方＞

申込みの際は、受講者の下記書類のいずれかの写しを添付して下さい。

- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

また、「日本語の理解力（読み書きできる能力）」を確認させていただきますので、**日本語の理解力確認書**又は**申告書**を**併せて添付**して下さい。

日本語の理解力確認書又は申告書は、当支部のホームページ「各種申請書・申込書」からダウンロードできます。

※ 修了証の氏名は、在留カード又は特別永住者証明書の記載のとおりとなります。

※ 修了証に「通称」の併記をご希望される方は、通称が記載された「住民票記載事項証明書（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの）」の写しも必ず添付して下さい。

●受講資格に必要な証明書類

対象となる方：受講記号 ①・②・③・④
⑤・⑦・⑫

- ・受講記号①、⑦の方

⇒ 修了証

（なお、原本につきましては、講習日に呈示していただきます。）

- ・受講記号②、③、④、⑤の方 ⇒ 卒業証明書

（なお、原本につきましては、受講料お支払い後、当支部へ郵送していただきます。）

- ・受講記号⑫の方

⇒ 登録証

（なお、原本につきましては、講習日に呈示していただきます。）

※ 卒業証明書に「建築学に関する学科」が明記されていない場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」を添付して下さい。

※ 卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する過程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」若しくは「成績証明書」の提出を求めることがあります。

卒業証明書等を取り寄せるのに時間を要すると思います。

書類が揃っていないとお申込みすることができませんので、余裕をもって取り寄せて下さい。

3. 受講料をお支払い後、当支部より、「受講票」「テキスト」「建築物石綿含有建材調査者講習申請書」「領収証」「レターパック」等を宅急便（送料は着払い）にてお送りいたします。

4. 申込み受付後の受講日の変更・取消しは、原則として認めておりません。

また、申込み受付後の受講料・テキスト代については、返金しておりません。

なお、業務の都合等により受講できない場合は、受講者の変更は可能です。その際は、事前に当支部へ連絡して下さい。

5. 悪天候、不測の事態及び当支部の都合等により講習の開催を変更・中止することがあります。

受講料等のお支払い

当支部よりお支払い依頼の連絡後、7日以内に、下記の方法（銀行振込・窓口）で**お支払い**して下さい。（請求書は発行していません）

銀行振込

（振込先）

みずほ銀行 京橋支店

普通 1322393

建設業労働災害防止協会 東京支部

（※振込み手数料は、お客様負担でお願いします。）

窓 口

東京支部へ直接お越し下さい。

（受付時間） 月曜日 ～ 金曜日（祝日を除く）

午前9時 ～ 午前12時

午後1時 ～ 午後4時30分

〒104-0032

東京都中央区八丁堀2-8-5

東京建設会館2階

建設業労働災害防止協会東京支部

TEL 03-3551-5372

書類事前提出（郵送）

下記3点（**㉠・㉡・㉢**）を同封の「レターパックライト」にて当支部まで
郵送（講習開催日の2週間前までに）して下さい。



㉠ 建築物石綿含有建材調査者講習申請書

- 「建築物石綿含有建材調査者講習申請書」に、氏名等をご記入のうえ、写真を貼付けて下さい。
また、受講資格に該当する実務経験年数等を証明する公印を押印して下さい。

受講記号①の方 → 記入作成のみで、公印は不要です

受講記号②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑫の方 → 実務経験を証明する事業主証明印（公印）

受講記号⑧、⑨、⑩、⑪の方 → 実務経験を証明する行政機関証明印（公印）

㉡ 受講資格に必要な書類

- お申し込みの際に添付した「受講資格に必要な書類」の原本については、

受講記号①、⑦の方 → 不要（修了証の原本を講習日当日に持参し、
呈示する。）

受講記号②、③、④、⑤の方 → 卒業証明書の原本を同封する。

受講記号⑥、⑧、⑨、⑩、⑪の方 → 不要

受講記号⑫の方 → 不要（登録証の原本を講習日当日に持参し、
呈示する。）

㉢ 封筒

- 修了証明書をお送りするための封筒となります。
修了証明書は、全時間受講し、かつ修了審査に合格した方に講習会終了後、概ね1週間以内に
「簡易書留」郵便にて郵送いたします。
修了審査に不合格された方には、「受講証明書」を郵送いたします。

講習日当日（学科講習）

講習日当日に持参するもの

- 受講票（写真貼付）
- テキスト
- 筆記用具（鉛筆、消しゴム等）
- 受講資格に必要な書類（※1 参照）

※1 お申し込みの際に添付された受講資格に必要な書類の原本を持参し、受付にて呈示して下さい。

受講記号①の方	→	石綿作業主任者技能講習修了証
受講記号⑦の方	→	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証
受講記号⑫の方	→	作業環境測定士登録証

講習日当日（修了考査）

- ・全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。

※ 受講資格一覧表の受講記号①（石綿作業主任者技能講習修了者）でお申し込みの方は、本来、「科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除されますが、東京支部といたしましては、事前調査を実施するためにとても重要な科目内容と認識しておりますので、受講記号①でお申し込みの方であっても、全講習科目受講していただき、かつ、修了考査も全講習科目からの出題範囲となります。

- ・修了考査の方法につきましては、筆記試験（マークシート形式）となります。試験時間は、90分間となります。
- ・修了考査の合格ラインにつきましては、①と②の2つの条件が必要となります。

- ① 筆記試験において、100点満点中、60点以上の得点であること。
- ② 講習科目1～講習科目5の5つの分野から出題され、各分野の正解率が「40%以上」の得点であること。

- ・修了考査に合格された方は、修了考査終了後、概ね1週間以内に「修了証明書」を郵送します。
- ・修了考査に不合格になられた方は、修了考査終了後、概ね1週間以内に「受講証明書」を郵送します。受講証明書の有効期限内であれば、修了考査を再受験することができます。
ただし、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限ります。（他支部、他機関発行の「受講証明書」では、受講することができません。）
再受験をご希望の際は、別紙7をご参照下さい。

※ 受講証明書の有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。

（例1） 4月～12月末日までの間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和2年4月8日に講義を修了した場合は、令和5年3月31日が有効期限となります。

（例2） 1月～3月末日までの間に講習を受講して不合格となった場合

⇒ 令和3年1月8日に講義を修了した場合は、令和5年3月31日が有効期限となります。

修了考査（再受験）

- ・修了考査再受験につきましては、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限り、再受験することができます。（他支部、他機関発行の「受講証明書」では、受講することができません。）
日程（修了考査日）、申込方法等につきましては、当支部へご連絡下さい。

修了考査再受験料：6,600円（税込）

※ 受講証明書を「紛失」した場合は、再交付（有料）の手続きをして下さい。
「氏名変更」した場合は、書換（有料）の手続きをして下さい。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）申込書

申込書記載日：令和 年 月 日

（受講資格一覧表：受講記号①⑩の方専用）

【開催日： 月 日 ～ 月 日】

（注）申込み時、身分証明書の写しを添付して下さい。
また、①の方は、受講資格に必要な証明書類の写しも添付して下さい。

建災防東京支部の会員・非会員 （いずれかに○をして下さい） ※他支部の会員は、非会員となります。	
会員	非会員

事務局記入欄	氏 名	生 年 月 日	現住所		受講記号		
	「旧姓を使用した氏名」又は「通称」の併記の希望の有無。 併記を希望する「氏名」又は「通称」						
		S	〒	—	都道府県	市区町村	
	有・無（ ）	H					
		S	〒	—	都道府県	市区町村	
	有・無（ ）	H					
		S	〒	—	都道府県	市区町村	
	有・無（ ）	H					

受講票・テキスト・領収証等の送付先 （※宅急便送料は、着払いとなります）		右記会社所在地 or 下記住所 （いずれかに○をして下さい）	
住 所	〒		様宛て
宛 名			
電 話			

領収証の宛名（※無記入の場合は、お振込み頂いた振込人名となります。）

会 社 名 _____

所 在 地 〒 — _____

電 話 _____（連絡が取れる番号をお書き下さい）

F A X _____

申込担当者氏名 _____

◎ この申込書は、講習の事業以外では一切使用いたしません。
◎ 申込み受付後の受講日の変更・取り消しは、原則として認めておりません。 また、申込み後の受講料・テキスト代については、返金出来ません。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）申込書

申込書記載日：令和 年 月 日

（受講資格一覧表：受講記号 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑪ ⑫ の方専用）

【 開催日： 月 日 ～ 月 日 】

（注）申込み時、身分証明書の写しを添付して下さい。
また、② ③ ④ ⑤ ⑦ ⑫ の方は、受講資格に必要な証明書類の写しも添付して下さい。

建災防東京支部の会員・非会員 （いずれかに○をして下さい） ※他支部の会員は、非会員となります。	
会員	非会員

※受講番号	氏 名	生 年 月 日	現住所	受講記号
	「旧姓を使用した氏名」又は「通称」の併記の希望の有無。 併記を希望する「氏名」又は「通称」			実務経験年数
		S . .	〒 ー 都道府県 市区町村	
	有・無（ ）	H		年以上
		S . .	〒 ー 都道府県 市区町村	
	有・無（ ）	H		年以上
		S . .	〒 ー 都道府県 市区町村	
	有・無（ ）	H		年以上

受講票・テキスト・領収証等の送付先 （※宅急便送料は、着払いとなります）		右記会社所在地 or 下記住所 （いずれかに○をして下さい）
住 所	〒	
宛 名	様 宛て	
電 話		

領収証の宛名（※無記入の場合は、お振込み頂いた振込人名となります。）

会 社 名 _____

所 在 地 〒 ー _____

電 話 _____（連絡が取れる番号をお書き下さい）

F A X _____

申込担当者氏名 _____

◎ この申込書は、講習の事業以外では一切使用いたしません。

◎ 申込み受付後の受講日の変更・取り消しは、原則として認めておりません。 また、申込み後の受講料・テキスト代については、返金出来ません。